

広島県告示第二百三十三号

広島県土地開発指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県土地開発指導要綱の一部を改正する告示

広島県土地開発指導要綱（昭和四十九年広島県告示第千百十八号）の一部を次のように改正する。

第四第一項中「地域事務所の長（以下「所管地域事務所長」を「農林水産事務所の長（以下「所管農林水産事務所長」に改める。

第六第二項、第八第一項及び第十第一項中「所管地域事務所長」を「所管農林水産事務所長」に改める。

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。